

作業停止計画調整マニュアル (案)

2018年10月1日



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

目次

1. はじめに	2
(1) 本マニュアルについて	2
(2) 本マニュアルで用いる用語の定義	2
2. 作業停止計画	3
(1) 作業停止計画の提出	3
(2) 作業停止計画の種別	3
(3) 広域機関が取りまとめ・承認する作業停止計画の範囲	4
(4) 作業停止計画の調整	5
(5) 作業停止計画の調整における考慮事項	5
(6) 広域連系系統において発電制約を伴う作業停止調整の考え方	7
ア 発電機出力の増加又は抑制の対象となる発電機の選定	7
(ア) 対象となる発電機の範囲	7
(イ) 発電制約対象外設備	8
イ 発電制約量の配分	9
(ア) 発電制約量の算定	9
(イ) 発電制約量の調整(発電制約量売買方式)	13
a 発電制約量の算出および配分の考え方	13
b 調整の在り方	15
c 発電制約量の調整開始時期(事業者間調整の開始時期)	15
d 発電制約量の通知時期	16
e 発電制約量の決定	16
f 発電制約量の通知断面	16
g 計画外作業や作業工程変更等が生じた場合の扱い	17
h 広域機関の監視・再調整	18
i 再調整の判断	19
j 発電制約量売買契約に関する事業者間の紛争解決	19
k 発電制約量売買方式の概略フロー	20
ウ その他	20
(7) 業務スケジュール	23
ア 年間作業停止計画	23
イ 月間作業停止計画	24
(8) 作業停止計画の承認	24
3. 発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有	25
4. 作業停止計画の公表	26
5. 指導・勧告	27
6. 改正履歴	27
附則	27

1. はじめに

(1) 本マニュアルについて

本マニュアルは、発電設備および流通設備（以下、総称して「電力設備」という。）の作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の業務規程「第11章 作業停止計画の調整」および「第12章 系統情報の公表」および「附則（平成30年10月1日）」、送配電等業務指針「第12章 作業停止計画の調整」および「附則（平成30年10月1日）」に係る詳細事項について解説するものである。

(2) 本マニュアルで用いる用語の定義

本マニュアルで使用する用語については、次のとおり定義する。

- 1 「関係事業者」とは、発電制約の対象となる発電計画提出者のことをいう。
- 2 「調整希望事業者」とは、発電制約量の調整を希望する発電計画提出者のことをいう。
- 3 「その他の事業者」とは、関係事業者のうち、調整希望事業者以外の関係事業者のことをいう。
- 4 「発電制約量売買方式」とは、一般送配電事業者より通知された発電制約量について、発電計画提出者が発電計画提出者間の協議により、通知された発電制約量を調整することをいう。
- 5 「発電制約量売買契約」とは、発電制約量売買方式に係る関係事業者間の契約のことをいう。
- 6 「定格容量比率按分」とは、流通設備の作業計画停止に伴う制約必要量を、調整対象となった各発電機の定格容量により比率按分することをいう。
また、定格容量とは、発電機の定格容量（送電端）を指し、具体的には契約受電電力（託送契約上の最大受電電力）のことをいう。

2. 作業停止計画

電力設備の点検や修繕等の作業は、供給信頼度維持のため、当該作業電力設備および作業上必要な関連電力設備を停止して実施する。その一方で、電力設備の停止に伴い、設備容量超過等による系統利用の制限や、停電の発生リスクが高まるおそれがあるため、作業日程の調整や作業中の電力系統構成等の検討が必要となる。

(1) 作業停止計画の提出

作業停止計画は、作業を実施する事業者または発電計画提出者が、広域機関もしくは一般送配電事業者に提出する。(入力支援ツールの使い方など提出にあたっての詳細は、別途定める「作業停止計画記載要領」参照)

(2) 作業停止計画の種別

広域機関が取り扱う作業停止計画は、年間計画および月間計画の種別とし、その内容を表1に示す。

表1 作業停止計画の種別

種別		内容
計 画 作 業 停 止	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	月間計画※	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画

※広域機関システムでの計画区分は、月間計画承認以降、需給状況や系統状況の変化ならびに突発的な設備異常等により、やむを得ない作業停止について、「計画外作業」といい、計画外作業のうち緊急的に電力設備を停止し、事後報告するものを「緊急作業」という。

(3) 広域機関が取りまとめ・承認する作業停止計画の範囲

広域機関は、連系線および各エリアの最上位電圧から2階級の送電線、母線、2階級を連系する変圧器（以下「広域連系系統」という。）ならびに連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という）の作業停止計画の取りまとめを行い、承認する。

広域機関が取りまとめ、承認する範囲を図1に示す。

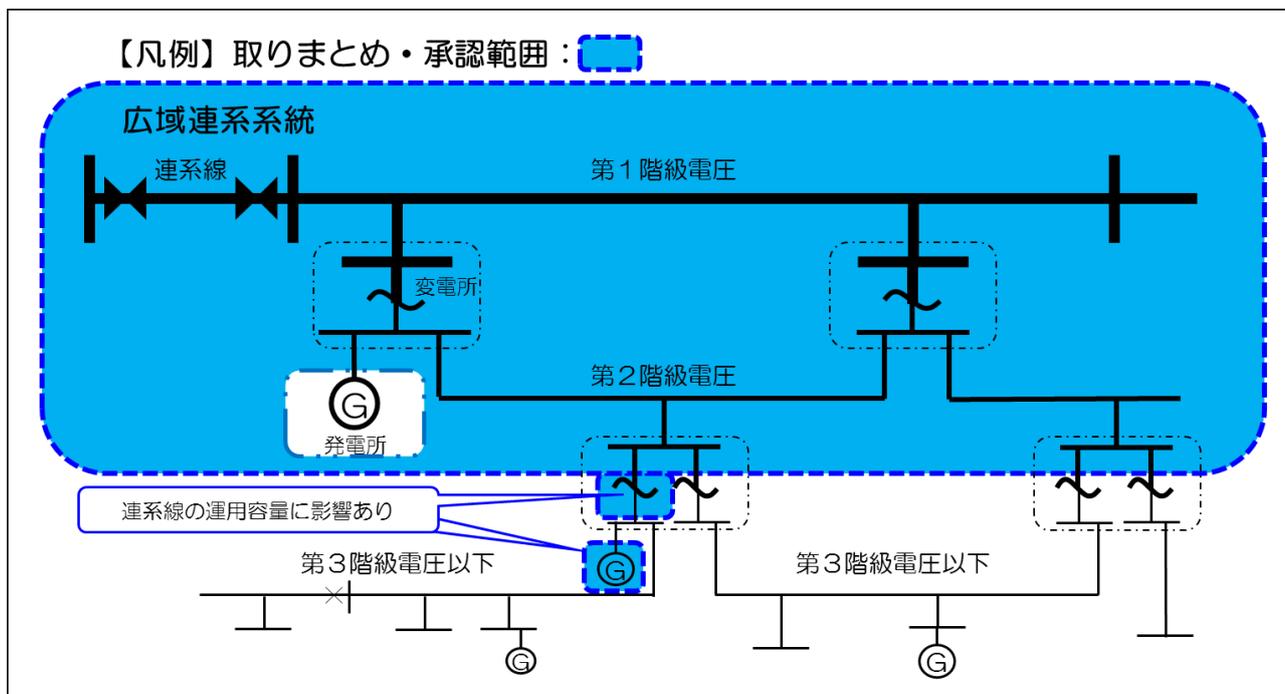


図1 広域機関が取りまとめる範囲および承認する範囲（概略図）

(4) 作業停止計画の調整

作業停止計画の調整は、作業停止計画提出者と各一般送配電事業者および関係事業者間の協定や申合せに基づく窓口での対応を基本とする。

なお、作業停止計画提出者と一般送配電事業者および関係事業者間で原案が不調となり、調整案の共有後に発電計画提出者から広域機関へ調整の申し出があった場合は、広域機関が不調の解消に向け調整を行う。

作業停止計画の調整対応イメージを図2に示す。

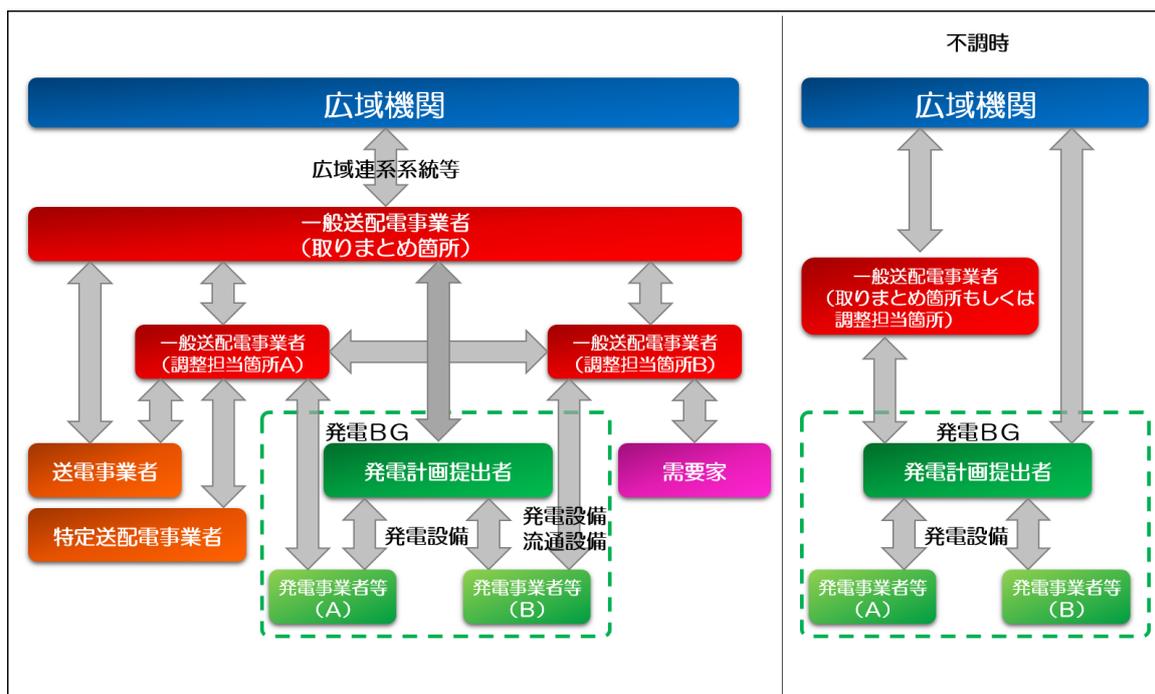


図2 作業停止計画調整対応イメージ

(5) 作業停止計画の調整における考慮事項

広域機関または一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の①から⑾の事項を考慮の上、行う。但し、①から⑥に掲げる事項を重視及び優先するものとする。

- ① 公衆安全の確保
- ② 作業員の安全確保
- ③ 電力設備の保全
- ④ 作業停止期間中の供給信頼度
- ⑤ 作業停止期間中の調整力
- ⑥ 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力
- ⑦ 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画
- ⑧ 発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避
- ⑨ 作業停止期間の短縮及び作業の効率化
- ⑩ 電気供給事業者間の公平性の確保
- ⑪ 複数の連系線の同時期の停止の回避

発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備（連系線は除く）の潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果および発電契約者間の公平性を考慮の上、発電機の出力の増加又は抑制の対象となる発電契約者を選定しなければならない。

また、公平性および調整の容易性の観点から、各系統において、事前に選定発電機を一般送配電事業者と各発電計画提出者間で確認する等、円滑な調整を行う。

(6) 広域連系系統において発電制約を伴う作業停止調整の考え方

発電制約を伴う広域連系系統の作業停止においては、

- ・一般送配電事業者は発電計画提出者に対して広域連系系統の作業停止計画を事前に提示（第3年度目の作業停止計画の情報共有）し、流通設備の作業停止計画に発電設備の作業を同調するよう促す。

ことを基本とする。また、年間計画（翌々年度分）において、流通設備と発電設備の作業停止計画案が提出されることから、一般送配電事業者は「(5) 作業停止計画の調整における考慮事項」を考慮しても流通作業の候補時期が複数ある場合は、「⑧発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避」に準じ、

- ・流通設備と発電設備の作業同調による発電制約の最小化を考慮のうえ調整する。

なお、一般送配電事業者および発電計画提出者は、作業停止計画について可能な限り年間計画（翌々年度）断面で調整し合意できるよう努める。

ア 発電機出力の増加又は抑制の対象となる発電機の選定

広域連系系統の潮流調整のために発電機出力の増加又は抑制の対象となる発電機は発電制約対象外発電機を含め、業務規程第161条第3項に基づき広域機関が行う年間・月間の各断面における最終案の承認をもって決定する。なお、計画外停止については事象発生後、速やかに発電機の選定を行い、計画外停止の承認をもって決定する。

(ア) 対象となる発電機の範囲

広域機関が作業停止計画のとりまとめを行い、承認する広域連系系統（ただし連系線を除く）の「作業停止する流通設備と同一電圧階級+1電圧階級下位[※]」に適用する。ただし、適用範囲に制約可能な発電機が接続されていない場合は、他電圧階級に接続されている発電機を制約対象とすることも可とする。

※ 1電圧階級下位には、エリアの最上位電圧から4階級以下は含まない

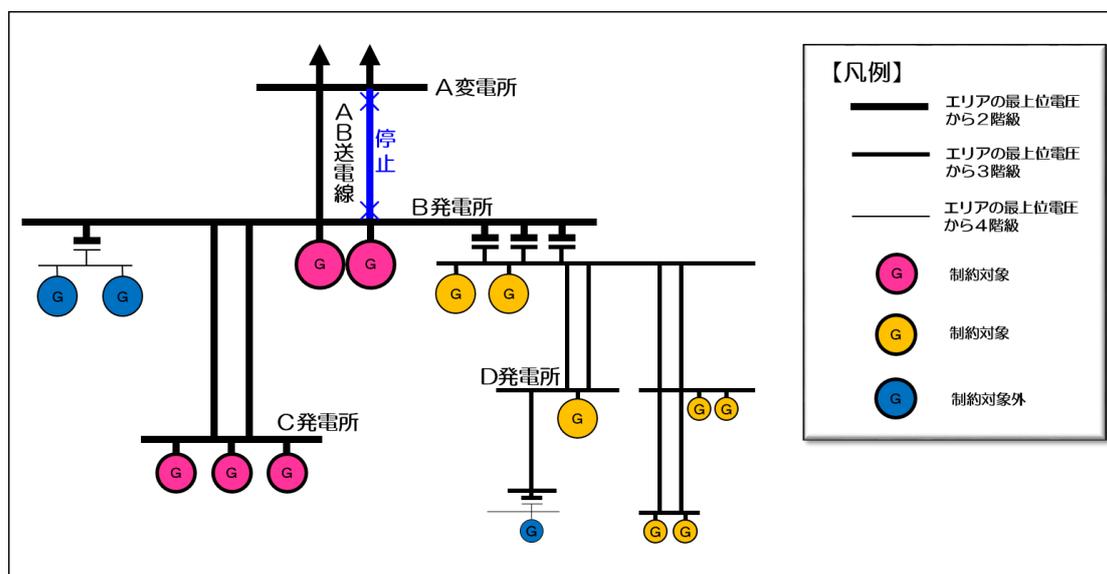


図3 発電制約の対象となる発電機の選定例

(イ) 発電制約対象外設備

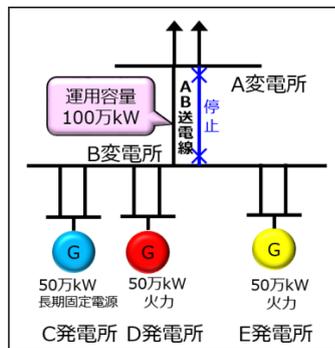
長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等がある特徴を有しており、「確実に発電し続けることを担保することが必要」と整理されている。このため、長期固定電源に定格容量比率按分した発電制約量を他の電源に振り分けできないなど、出力制御に制約がある長期固定電源を抑制せざるを得なくなる場合には対象外とする。ただし、流通設備の作業は長期固定電源の作業停止に同調することを基本として調整する。

※発電制約対象外設備とは、「抑制の対象にしない」極めて例外的なものであるため、「抑制を回避するための費用負担がない」代わりに「作業同調する対価もない（発電制約量を売買できない）」ものとする。

発電制約対象外設備は、極めて例外的な措置のため、選定にあたっては広域機関が確認・承認するとともに、発電制約の対象となる事業者間において情報共有する。

今後、長期固定電源以外に対象外設備とすべきものがあれば、その都度検討する。

【長期固定電源のある作業系統における定格容量比率按分の考え方】



ケース1

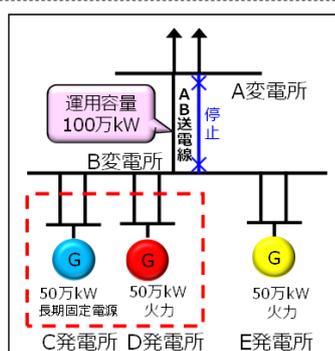
【ケース1：長期固定電源とその他の電源が別事業者のものであり振り分け不可】

①長期固定電源と流通設備を同調停止

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	長期固定電源	同調	-	-	発電制約が発生しないため、制約量は配分しない
D発電所	火力	-	50kW	-	
E発電所	火力	-	50kW	-	

②同調停止なし（発電制約が発生）

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	長期固定電源	-	50kW	0	長期固定電源を対象外として定格容量比率按分する 【対象外設備の扱い】
D発電所	火力	-	50kW	▲25kW	
E発電所	火力	-	50kW	▲25kW	



ケース2

【ケース2：長期固定電源と火力(D発電所)が同一事業者のものであり振り分け可能】

○同調停止なし（発電制約が発生）

	種別	作業	定格容量	制約量	考え方
C発電所	長期固定電源	-	50kW	▲34kW	長期固定電源分を火力Dに振り分けることが可能なため、全体で定格容量比率按分※
D発電所	火力	-	50kW		
E発電所	火力	-	50kW	▲17kW	

※ 火力Dに長期固定電源分を振り分けることができない場合は、長期固定電源を対象外としてその超過分をE発電所に振り分ける。【対象外設備の扱い】

図4 長期固定電源のある作業系統における定格容量比率按分の考え方

イ 発電制約量の配分

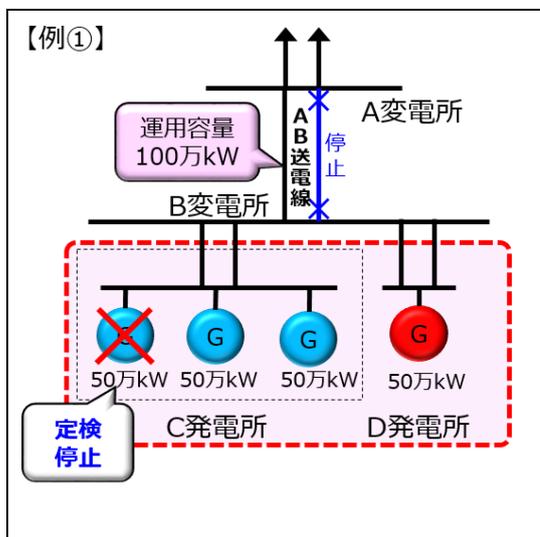
(ア) 発電制約量の算定

発電制約量は、送配電業務指針第 244 条および附則第 2 条に基づき、制約の対象として選定した発電機（作業停止の発電機も含む）により定格容量（送電端）比率按分した量とする。（発電機の最低出力等は考慮しない）なお、発電計画提出者は配分された制約量を、同一発電計画提出者内における制約の対象として選定された個々の発電機間で振り分けることができる。

定格容量比率按分の具体的な事例は、次のとおり。

○ 流通設備作業停止と発電機定期検査等による発電機停止を同調する場合の取扱い

流通設備の作業停止と発電機停止を同調しても発電制約が必要な場合は、当該停止発電機も発電制約（定格容量比率按分）の対象とする。（例①）



【凡例】

対象範囲

AB 送電線の作業停止と C 発電所の発電機停止を同調しても発電制約が必要な場合は、当該停止発電機も制約の対象とする。

○ 老朽火力など休止中発電機の扱い

該当期間中において、以下の両方に該当する場合は常時停止とみなし、発電制約（定格容量比率按分）の対象外とする。該当するかの判断に必要な情報については、一般送配電事業者が必要に応じて当該事業者を確認する。

- 供給計画において休止または長期停止
- 発電計画がゼロ

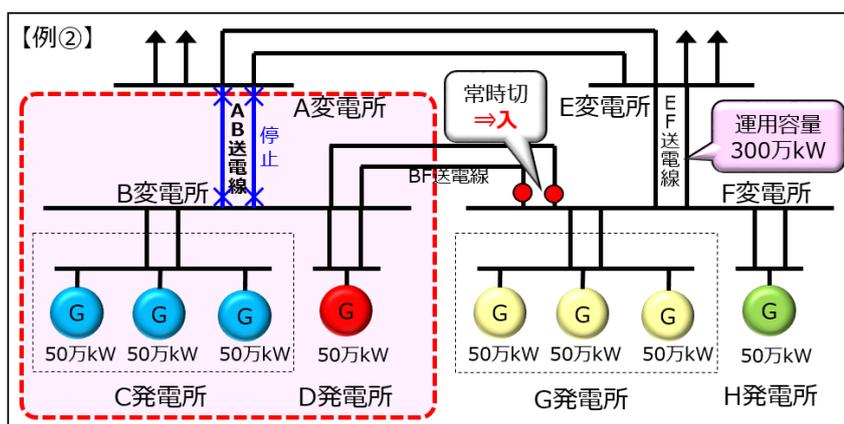
なお、運転の計画とする場合は、当該事業者が一般送配電事業者に申し出を行い、それ以降は発電制約（定格容量比率按分）の対象とする。また、発電制約対象外発電機の選定時同様、選定に当たっては広域機関が確認・承認するとともに、発電制約の対象となる事業者間において情報共有する。

○ 試運転機の扱い

定格出力とみなして発電制約（定格容量比率按分）の対象とする。

○ 系統切替を伴う流通設備作業停止の考え方

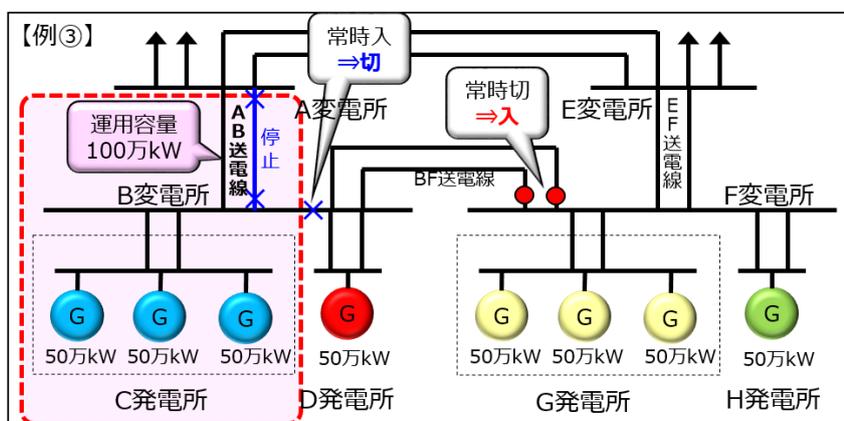
- ・ 系統切替については、原則として、切替先の系統で発電制約が発生する場合は行わない。
- ・ 信頼度の観点から系統切替が必要な場合は、発電制約が生じる場合でも系統切替を実施するが、切替前の作業停止系統に連系している発電機（切替えられた発電機）を発電制約（定格容量比率按分）の対象とする。（例②）
- ・ 系統切替により発電制約量の総量が減少出来る場合は、原則として、切替えられた発電機により切替先の系統で発電制約が発生しないことを前提に系統切替を実施するが、切替えられた発電機は発電制約の対象としない。（例③）



【凡例】

対象範囲

AB送電線 2 回線を停止する場合は、BF送電線で F 変電所側と系統連系するが、EF送電線の運用容量を超過するため、発電制約が必要となる。この場合の発電制約対象範囲は、系統切替前の作業停止系統に連系しているC・D発電所の発電機（切り替えられた発電機）とする。



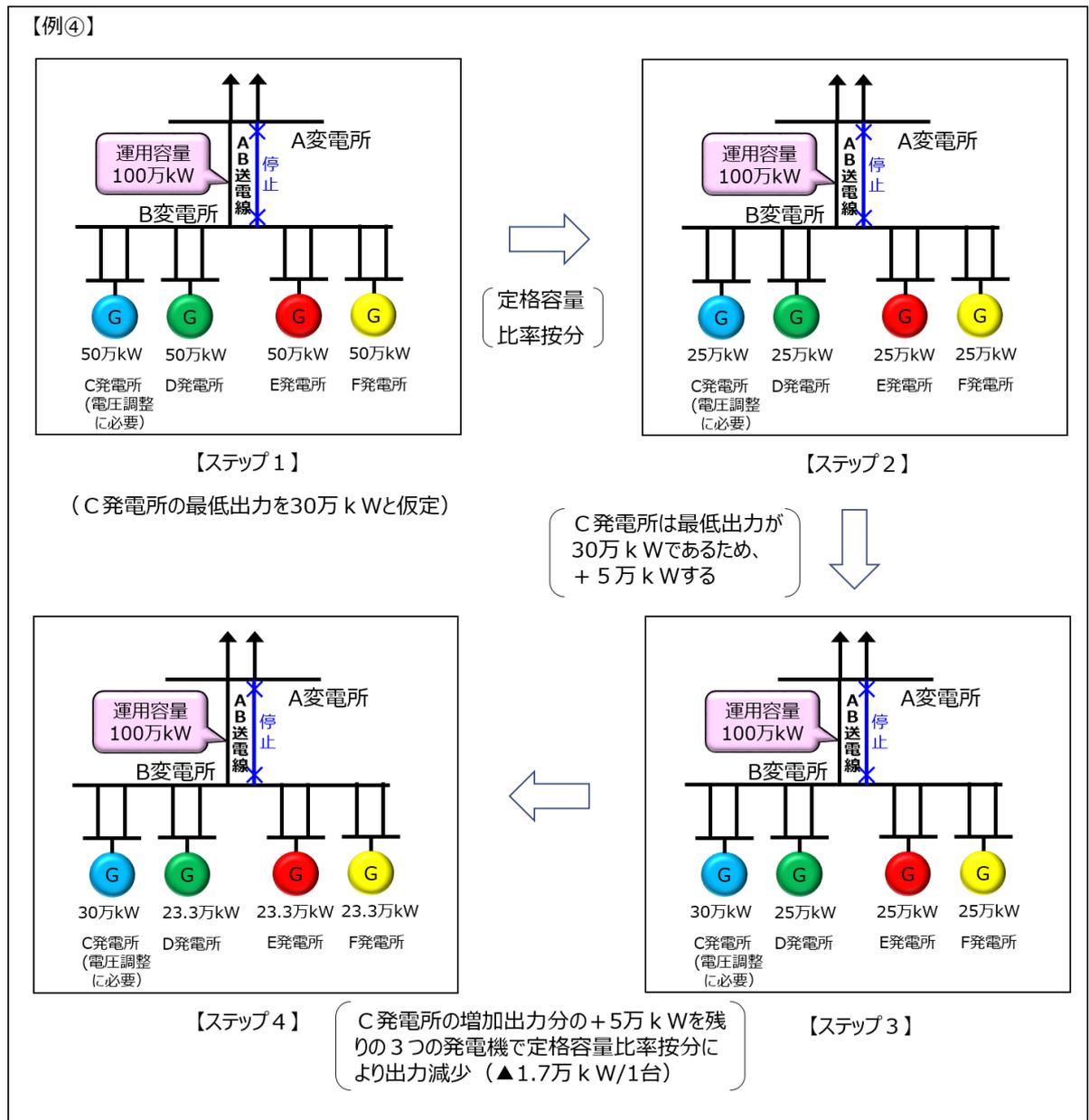
系統切替（D発電所をB変電所側の系統からF変電所側の系統に切替える）により発電制約量の総量が減少できる場合は、原則として、切替えられた発電機により切替先の系統で発電制約が発生しないことを前提に系統切替を実施する。このとき、発電制約の総量を最小化し、AB送電線の運用容量の超過防止に資するC発電所の発電機を発電制約対象範囲とする。

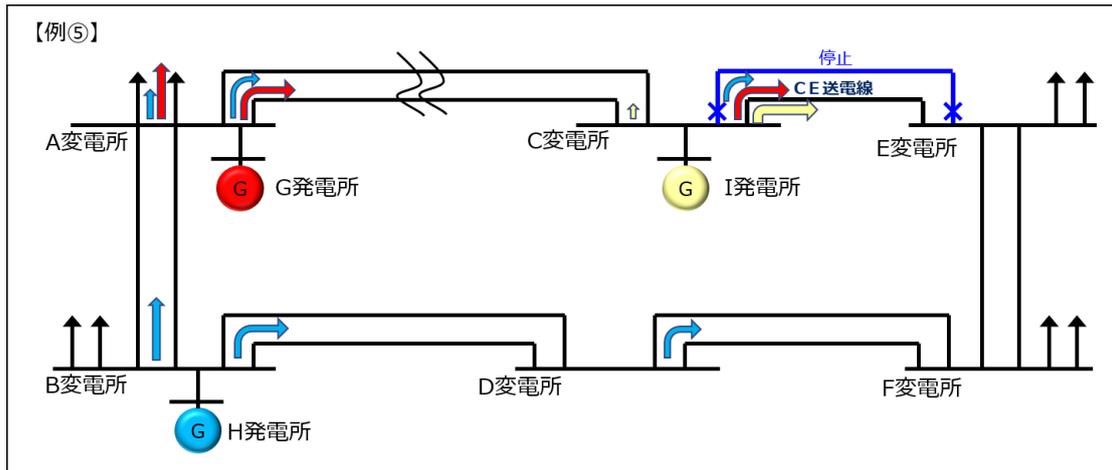
○ 系統切替に伴う位相調整のための発電機出力の増発・抑制

原則として一般送配電事業者の調整電源で実施することとするが、調整電源がない場合は、流通設備の作業停止に伴う発電制約の対象となる発電機の選定と同様、一般送配電事業者が系統切替に伴い調整が必要な発電機を事前に選定し、年間・月間の各断面において発電計画提出者に発電制約量を通知して対応する。ただし、系統切替の予定時刻において発電機の調整が必要となった場合は、一般送配電事業者の給電指令による。

○ 定格容量比率按分の適用が困難な場合

電圧調整に必要で最低出力以下にできない発電機がある系統（例④）や、電氣的距離によって発電制約効果変動するループ系統（例⑤）、特定の発電機を停止させる必要がある故障電流対策や安定度制約等としての停止などにおいては、定格容量比率按分の適用が困難なため、必要に応じて「(8) 作業停止計画の承認」に則った対応を行う。なお、制約を逸脱しない範囲内で、発電制約量売買方式を実施してもよい。





- G 発電所及び H 発電所は、I 発電所に比べ C E 送電線からの電気的な距離が遠いため、C E 送電線に与える潮流調整の効果が低い。
- このため、定格容量比率按分すると、
 - ・ G、H 発電所は、C E 送電線に流れない発電部分も制約を受け、過剰に抑制される
 - ・ 効果が異なるため、発電制約量を公平に売買できないことになる。
- よって、こうしたループ系統については、効果の高い発電所の作業停止に流通設備の作業停止を同調するなど、効果量に応じて発電制約量を按分する。

(イ) 発電制約量の調整(発電制約量売買方式)

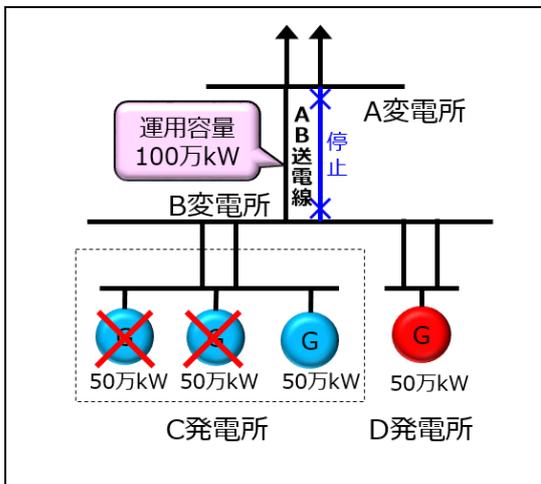
発電制約の対象となる関係事業者は、配分された発電制約量(定格容量比率按分値)に対して調整の希望がある場合、発電制約量の調整を行うことができる。調整の希望がない場合は、定格容量比率按分値を発電制約量とする。

a 発電制約量の算出および配分の考え方

定格容量比率按分による発電制約量の配分実施の考え方は以下のとおり。

○発電制約量の配分を実施しないケース

①発電機の作業停止予定により運用容量以内



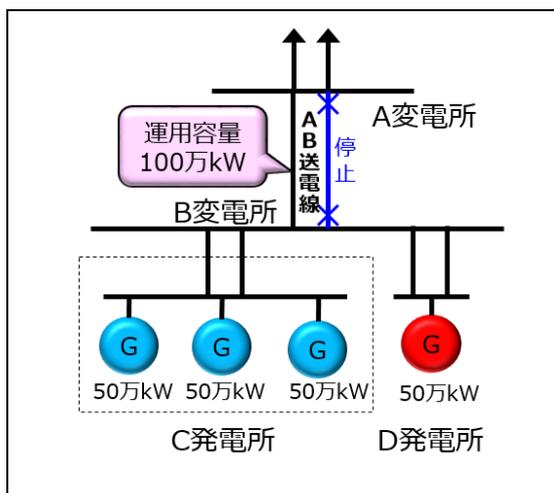
①2台の発電機が「作業停止予定」であれば、残りの発電機が定格運転しても発電制約がないため、発電制約量の配分は実施しない。

(万 kW)

	C 発電所			D 発電所
定格容量	50	50	50	50
作業停止予定	作業停止	作業停止	なし	なし
抑制量 (按分)	—	—	—	—

○発電制約量の配分を実施するケース

①発電機の作業停止予定がなく運用容量超過

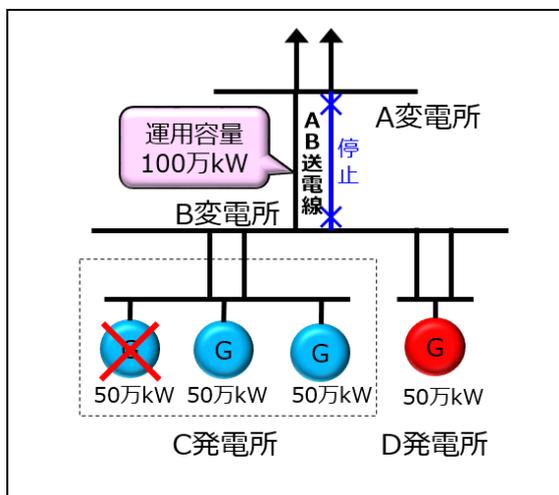


- ①4台の発電機が定格運転すると運用容量超過。
- ②発電制約量の配分（定格容量比率按分）を実施。
 - ・C発電所は75万kW抑制、D発電所は25万kW抑制
- ③調整希望がある場合、発電制約量売買方式を実施する。

(万kW)

	C 発電所			D 発電所
定格容量	50	50	50	50
作業停止予定	なし	なし	なし	なし
抑制量 (按分)	75			25

②発電機の作業停止予定を考慮しても運用容量超過



- ①C発電所の1台が「作業停止予定」では、残りの3台が定格運転時には運用容量を超過。
- ②作業停止発電機も含めた発電機で発電制約量の配分（定格容量比率按分）を実施。
 - ・C発電所は75万kW抑制、D発電所は25万kW抑制
- ③調整希望がある場合、発電制約量売買方式を実施する。

(万kW)

	C 発電所			D 発電所
定格容量	50	50	50	50
作業停止予定	作業停止	なし	なし	なし
抑制量 (按分)	75			25

b 調整の在り方

- ① 一般送配電事業者は、発電制約量と必要に応じてその根拠等（以下、「発電制約量等」という）を関係事業者へ通知する。関係事業者はその情報を基に発電制約量の売買を希望するかを判断をする。一般送配電事業者は、関係事業者から発電制約量の売買を希望する申し出があった場合、関係事業者へ関係事業者リストを提供する。

なお、一般送配電事業者は、同調作業が予定されており定格容量比率按分による発電制約量の配分を実施しない場合においても、流通設備や発電機の作業停止の工程変更等（休止中発電機が運転再開となる場合も同様）により発電制約量が配分される可能性を考慮し、必要に応じて、関係事業者全てに発電機作業停止がない場合における発電制約量を通知する。

また、関係事業者は発電機作業停止計画等の計画変更がある場合は、速やかに一般送配電事業者へ連絡をする。

- ② 関係事業者は、発電制約量や発電制約量の増減に係る費用などの調整を行い、調整後の発電制約量を一般送配電事業者へ報告する。
- ③ 関係事業者間で個別契約を締結する。

※ 個別契約における留意事項

発電制約量は年間計画、月間計画と実需給段階に近づくにつれて需要想定誤差等による変動の可能性があること、及び流通設備や発電機作業の工程変更等による直前の変更も想定されることから、契約時と実需給段階における発電制約量に差分が発生した場合の事業者間の分担や精算方法等について、予め定めておくことが望ましい。

- ④ 広域機関は、発電制約量売買方式による調整件名について監視を行い、契約不成立時には解決に向けて再調整を関係事業者へ依頼する。

なお、作業停止調整は、流通設備と発電設備の作業を同調させることにより、発電制約を回避するよう調整することが基本であり、「同調可能な発電設備を申告しない方が得」ということを回避するため、「事前申告では運転、発電制約量売買方式の結果作業停止」となった場合は、その理由について広域機関が関係事業者を確認する。

- ⑤ 発電制約量の再調整も不調となった場合は、一般送配電事業者が定格容量比率按分した値（基準値）を発電制約量として広域機関が決定し、通知する。

c 発電制約量の調整開始時期（事業者間調整の開始時期）

関係事業者は、年間計画（翌々年度分）において一般送配電事業者が通知した発電制約量を基に、発電制約量の調整を開始できる。

d 発電制約量の通知時期

①年間計画（翌々年度分）

年間計画（翌々年度分）における発電制約量の通知時期は、作業停止の年間計画（翌々年度分）が決定し、年間計画（翌々年度分）における発電制約量基準値が決定する3月1日までとする。なお、作業停止計画の調整において通知された発電制約量を基に、事業者間調整（発電制約量の調整）を開始してもよい。その後、一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、一般送配電事業者は見直しした発電制約量を関係事業者に通知する。（図8-1参照）

②年間計画（翌年度分）

年間計画（翌年度分）における発電制約量の通知時期は、翌々年度において通知した発電制約量の変更の有無に関わらず、12月上旬までに通知することを基本とする。ただし、作業時期の見直し等で大幅な作業調整が必要となる場合は、これに依らず、調整完了後速やかに通知することとする。また、年間計画（翌々年度分）時と同様、作業停止の年間計画（翌年度分）が決定する3月1日までに年間計画（翌年度分）における発電制約量を通知する。なお、年間計画（翌年度分）の調整中及び決定後において一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、一般送配電事業者は見直しした発電制約量を関係事業者に通知する。（図8-2参照）

③月間計画

月間計画における発電制約量の通知時期は、年間計画からの通知断面の細分化等を考慮し、前々月の10日までを基本とする。その後、一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、発電制約量が決定する月間計画（翌月分）における20日頃を期限として、一般送配電事業者は見直しした発電制約量を関係事業者に通知する。（図9参照）

e 発電制約量の決定

発電制約量の決定は月間計画（翌月分）が決定する20日頃を基本とする。ただし、再エネが大量に導入されている系統など、作業系統によって発電制約量の変動は異なると考えられるため、それ以降については可能な限り発電制約量を少なくするよう、一般送配電事業者と関係事業者の協議などにより、必要に応じ再通知する。

f 発電制約量の通知断面

年間計画および月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ関係者と協議の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、関係事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。

- 年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日の各24点
- 月間計画においては、日ごとに24点

g 計画外作業や作業工程変更等が生じた場合の扱い

発電制約量の決定以降、計画外作業や月間計画の変更（作業工程変更等）が生じ、発電制約量の変更がある場合は、一般送配電事業者は関係事業者へ見直しした発電制約量を通知する。

h 広域機関の監視・再調整

調整希望事業者から定格容量比率按分による発電制約量の調整希望があった場合、広域機関は

- ・事業者間調整時には、調整希望事業者から提示価格と調整希望量を受領するとともに、その調整結果の報告を受ける。
- ・調整が不調に終わり、調整希望事業者から再調整の要望があった場合は、調整希望事業者から基準値からの増減希望理由やその他の事業者から取引可能な価格の範囲などを確認する。
- ・電力市場や発電単価の市況価格を踏まえ、必要により関係事業者に再調整を依頼する。

表2 事業者間取引の監視・再調整に必要な項目

	関係事業者が広域機関に提出する情報	
	調整希望事業者	その他の事業者
事業者間調整時	・提示価格と調整希望量	—
調整結果報告時	・発電制約量の調整結果 ・売買価格 ・再調整希望の有無	・発電制約量の調整結果 ・売買価格
再調整の要否確認時	・基準値からの増減希望量及び理由 ・提示価格及び価格設定根拠	・取引可能な価格の範囲（売りと買いの幅）及びその設定根拠

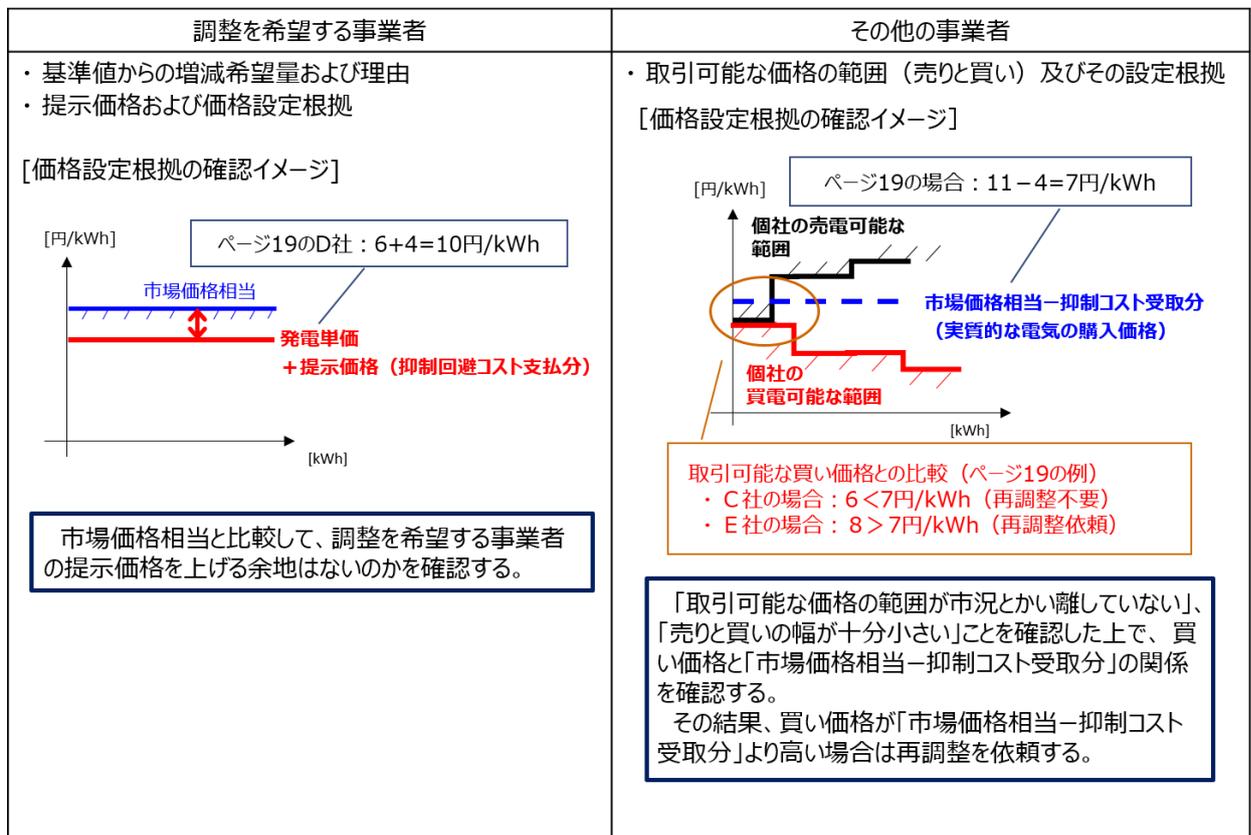
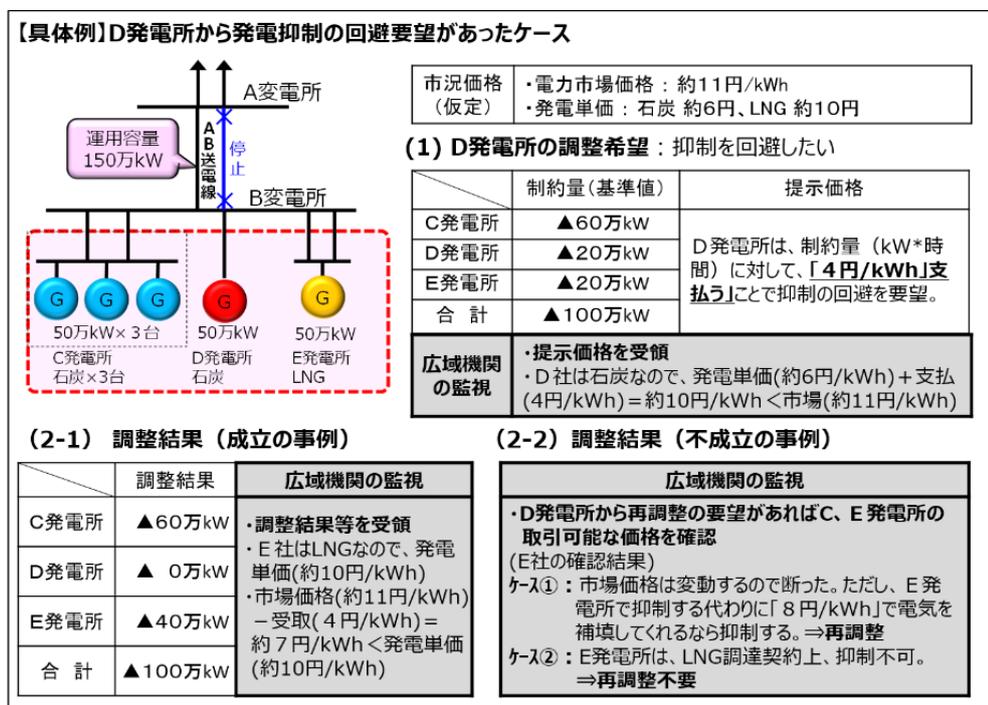


図5 広域機関における再調整要否の確認イメージ

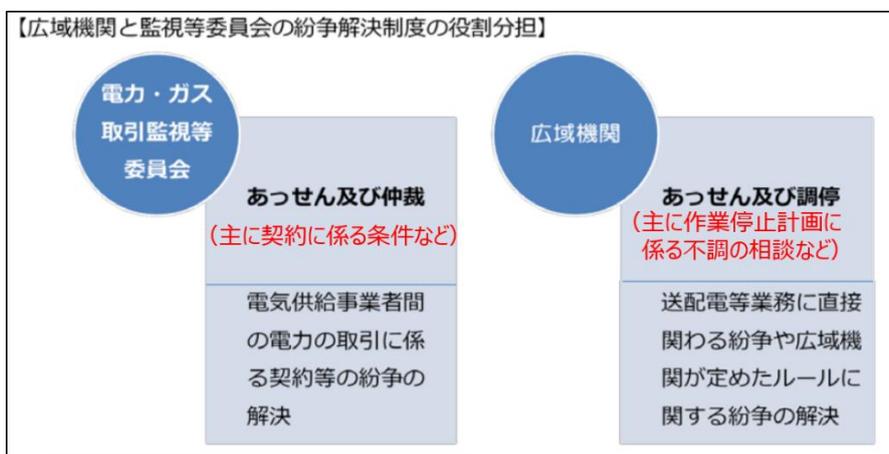
i 再調整の判断

広域機関は、調整希望事業者の提示価格および価格設定根拠や、その他事業者の取引可能な価格の範囲等を確認し、必要により再調整を依頼する。



j 発電制約量売買契約に関する事業者間の紛争解決

- 発電制約量売買契約の締結に向けた協議・調整における「負担すべき金額や条件その他の細目について当事者間の協議が調わない」などの紛争は、電気供給事業者間の電力の取引に係る協議・調整であり、電力・ガス取引監視等委員会における紛争解決制度の対象となる。
- 一方で、発電制約量売買契約に係る協議・調整は送配電等業務指針附則第2条および作業停止計画調整マニュアルに基づき行われるため、広域機関の紛争解決手続の対象となる場合※がある。 ※「紛争の主たる論点为本機関が関与した業務の適否に関する案件」は対象外。
- 以上のことから、発電制約量売買契約に係る紛争は、その主たる論点に応じて、広域機関または電力・ガス取引監視等委員会の紛争解決制度を利用することができる。



k 発電制約量売買方式の概略フロー

発電制約量売買方式の概略フローは図6-1、6-2のとおりとなる。

ウ その他

発電制約を伴う作業停止で選定された発電機の発電計画提出者が変更になる場合は、円滑な作業停止計画の調整を図るため、計画策定時において一般送配電事業者と発電計画提出者間で確認した作業停止計画や発電制約量等を、新発電計画提出者および当該発電事業者へ引き継ぐ。

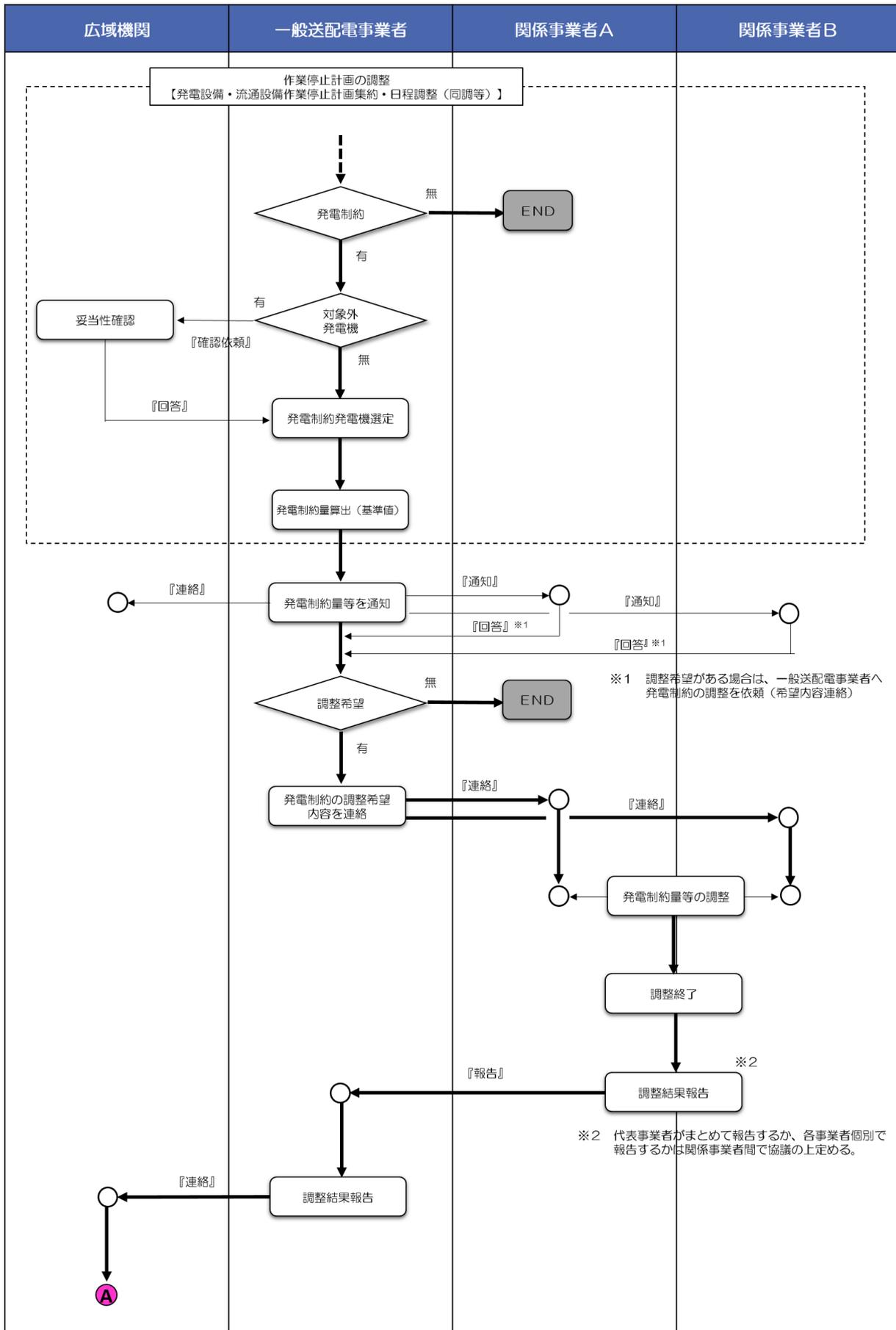


図6-1 発電制約量売買方式概略フロー

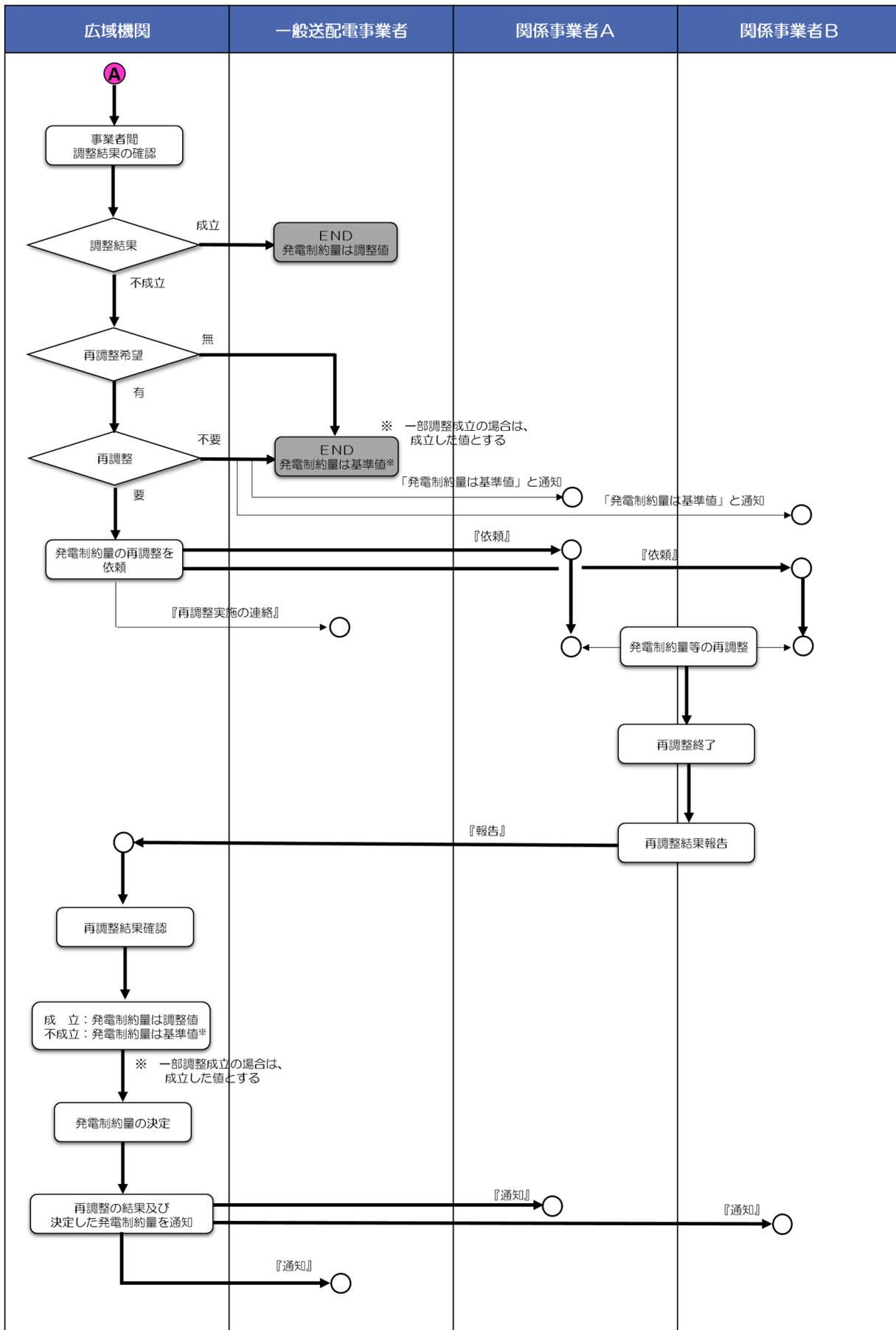


図6-2 発電制約量売買方式概略フロー

(7) 業務スケジュール

ア 年間作業停止計画

年間作業停止計画業務の概略スケジュールを図7-1、7-2に示す。

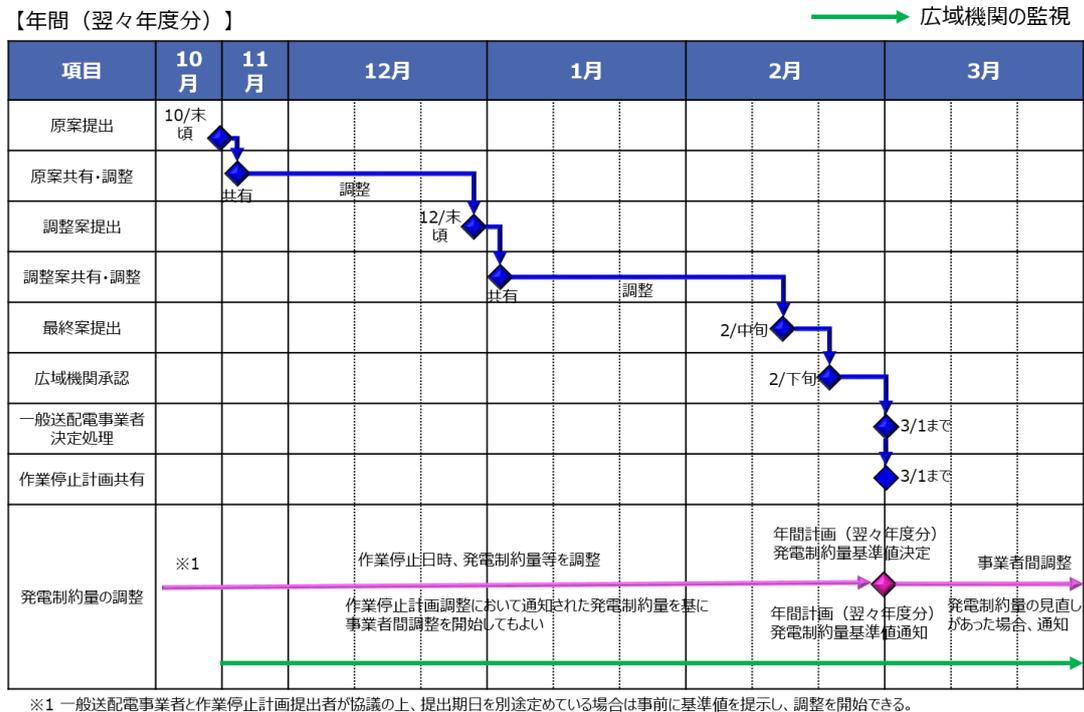


図7-1 年間作業停止計画業務概略スケジュール（翌々年度分）

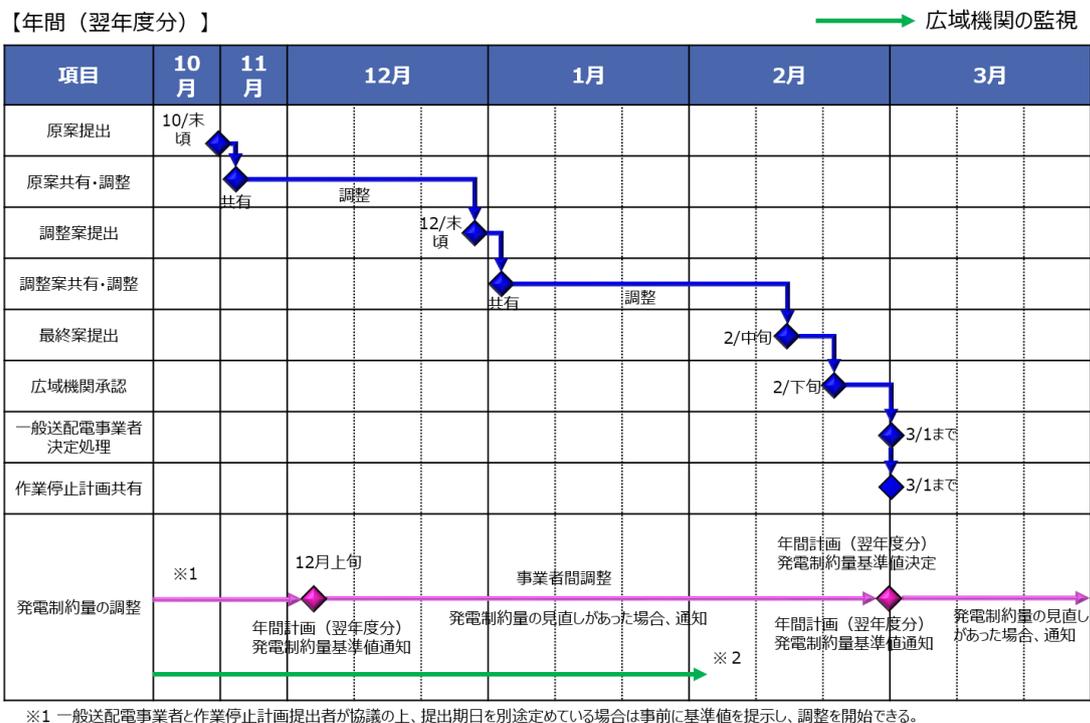
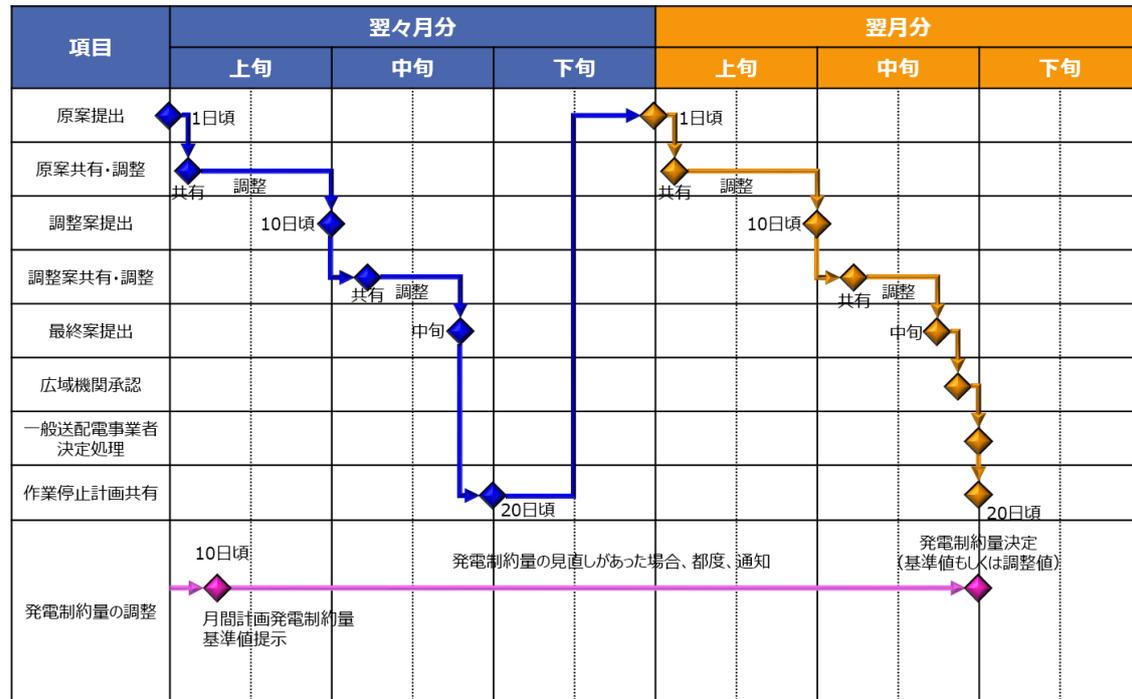


図7-2 年間作業停止計画業務概略スケジュール（翌年度分）

イ 月間作業停止計画

月間作業停止計画業務の概略スケジュールを図8に示す。

【月間】



※ 4、5月分においては、年間・月間調整が重複することから、年間調整値を使用することも可とする

図8 月間作業停止計画業務概略スケジュール

(8) 作業停止計画の承認

一般送配電事業者は、調整案の調整を行ったうえで、流通設備の作業停止時期及び作業停止期間、系統切替による供給信頼度対策等を確定する。

業務規程第161条に基づき、広域機関が作業停止計画の妥当性を確認・承認した最終案を、一般送配電事業者が決定処理する。

また、本マニュアルに定められていない調整が必要となった場合は、一般送配電事業者が系統への影響や公平性等を十分考慮した上で調整し、その調整内容を広域機関が確認・承認する。

3. 発電制約が伴う広域連系システムの作業停止計画の情報共有

長期的な予見性を確保し、事業計画や発電機作業同調の検討を促進するため、第3年度目の「発電制約が必要な流通設備作業停止計画案」について、発電制約を伴う事業者と共有する仕組みを追加し、併せて透明性の確保も図る。

ただし、誤った予見性を与えることは事業者の混乱を招くおそれがあることから、変更の可能性はあるが、作業実施の蓋然性が高い件名を共有する。

①共有件名

事業者の事業計画や発電機作業時期等の検討を考慮し、以下の件名(and 条件)を共有することを基本とする。

- 広域連系システムの流通設備停止により発電制約が伴う作業停止計画
- 第3年度目の蓋然性の高い作業停止計画
- 作業停止期間が30日程度以上
- 以下に該当する場合は、可能な限り第4年度以降を含め共有する。
 - ・第3年度から第4年度に跨る件名
 - ・複数年計画の件名（設備改修を何か年で実施するか等）

なお、30日程度未満の蓋然性の高い件名についても、発電制約を伴い関係事業者間の調整が想定される件名など、各エリアのニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により可能な限り共有する。

②共有内容

個々の電源の制約状況（第三者情報）等に留意したうえで以下の内容を共有する。

- 作業停止計画案（作業期間、停止範囲、作業内容、発電制約量※）

※発電制約量：作業期間の最大値

③共有時期

第3年度目の作業停止計画案について、年間作業停止計画の広域機関への最終案提出時期（毎年2月中旬頃）までに、一般送配電事業者と関係事業者間で共有し、その内容を一般送配電事業者が集約して広域機関へ提出する。

④共有方法

個々の電源の制約状況（第三者情報）が共有内容に含まれることから、関係事業者に不利益とならないよう、共有内容は公表せずに、一般送配電事業者と関係事業者間で個別に共有する。

⑤第三者における共有内容の確認（個別共有に対する透明性の確保）

広域機関が、一般送配電事業者と関係事業者間の情報共有が適切に実施されているかを確認し、透明性を確保する。具体的には、一般送配電事業者が関係事業者と個別に共有した内容について広域機関へ提出し、広域機関が内容を確認する。

⑥系統連系希望者との情報共有の在り方

接続契約締結済み（連系申込承諾回答済み）の系統連系希望者を対象に、原則として、連系開始希望日以降に計画している件名を共有する。

なお、系統連系希望者から発電機の連系開始前の情報提供を求められた場合、一般送配電事業者は必要に応じ情報提供することを可能とする。

4. 作業停止計画の公表

作業停止計画の公表について、表3に示す。

なお、「(※) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。」こととし、系統構成などの実運用面を踏まえた具体的な公表範囲の考え方について、以下のとおり取り扱うこととする。

- ・発電所および需要家に接続されている送電線は、回線数にかかわらず非公表
- ・発電所や需要家に接続されている支線等を含む送電線は非公表

また、作業停止計画の公表範囲の例を図9に示す。

表3 広域機関が公表する作業停止計画の項目および公表時期

項目	公表時期（更新周期）
連系線及び地内基幹送電線（※）の作業停止計画、実績 （申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻（計画・実績）、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由）	年間：毎年3月1日 月間：毎月20日 計画外：都度

(※) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため原則として公開しない。

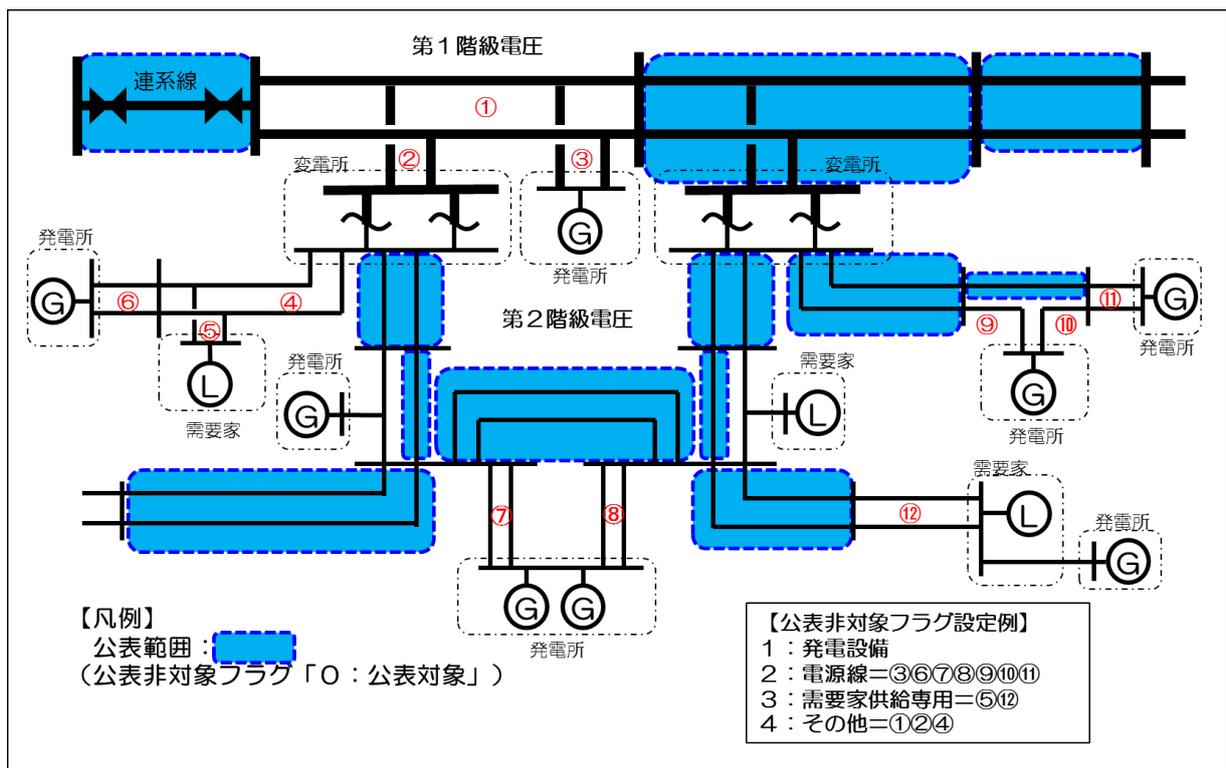


図9 作業停止計画公表範囲の例

5. 指導・勧告

作業停止計画の調整において、業務規程・送配電等業務指針の内容に照らして不適切と認められた場合には、業務規程第 179 条に基づき、指導・勧告を行う。

6. 改正履歴

バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所
1.0	2018年10月1日	・新規	—

附則

2018年10月1日よりこのマニュアルを適用する。

ただし、発電制約量売買方式による事業者間調整は、以下のとおり新規の件名について適用する。

【年間計画】

2019年度分：新規件名分（2018年度に策定した年間計画（翌々年度分）として決定済みの件名は対象外）

2020年度分以降：全て対象

【月間計画】

2018年度分：新規件名分（2018年度に策定した年間計画（翌年度分）として決定済みの件名は対象外）

以上